

第8回政務調査費に関するワーキング概要

日 時：平成20年11月28日（金）15：30～

場 所：議事堂6階603会議室

出席議員：田中博議員（座長）、前野和美議員（副座長）、藤田泰樹議員、
中嶋年規議員、奥野英介議員、服部富男議員、萩原量吉議員、
今井智広議員

【概要】

1. 三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程の改正について

三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程のうち、収支報告書修正手続きに関する改正が11月11日の代表者会議で決定され、11月28日から施行されたことが、座長から報告された。

2. 監査委員からの意見について

11月25日の全員協議会で政務調査費について監査委員から報告があった中で、「その取扱いに関して基準を明確にすべき」とされた事例について下記のとおり座長から報告された。また（3）については意見交換を行った。

（1）年度を越える購読契約について

昨年度のワーキングでも議論されており、一括契約が経費面からみても合理的であり、議員任期に限り政務調査費計上可との申し合わせがされている。この旨ガイドライン改正案に記載している。

（2）会議における昼食費等について

11月11日の代表者会議で計上しないことを決定済みであり、ガイドライン改正案に明記している。

（3）県議会議員が構成員となっており、会費を計上している調査研究のための団体の収支の明確化

- ・ 監査意見にある団体とは具体的には議員連盟ではなく、議員の有志によるもの。
- ・ 議員のみによる団体かどうかは把握できない。
- ・ 会派の中で、そういう勉強会の団体を作っている場合がある。複数の団体に属している議員もいる。
- ・ 毎月会費を支払い、不定期の視察や勉強会経費に充てられている。
- ・ 政務調査費に計上する以上、規約、決算、視察報告書も提出する必要があるのではないか。内容によっては充当できない部分もあるかもしれない。

- ・会派に持ち帰って議論することとする。
- ・該当する議員が存在しない会派では、議論が抽象的になることを了解いただきたい。

3. ガイドラインの改正について

事務局から改正点について説明し、その後意見交換を行った。

- ・ 使途項目ごとにまとめて提出するので、各頁に使途項目名を記入する必要はない。
- ・ 宿泊費が定額である以上、飲食代に充当される可能性があることにならないか。
- ・ 第三者によるチェックしてもらう体制について、将来的には検討してもよいのではないか。
- ・ ワーキンググループは今後も存続するので、情勢の変化等に応じ、いろいろな課題についてその都度検討していくこととする。
- ・ ガイドラインの改正については、今まで議論してきたことを取りまとめたものであるが、意見等あれば12月5日までに事務局に連絡いただき所要の調整を行い、12月18日の代表者会議で決定することとする。

4. その他

(1) 政務調査費交付額について

代表者会議でも議論があった政務調査費の交付額について、全国調査の結果が座長から各委員に資料提供され、各会派で一度議論することとされた。

(2) その他

「事務所費への計上については、賃貸借契約書を添付するべきではないか」との意見が県民からあったことを事務局から報告し、意見交換を行った。

- ・ 透明性を高めるため、人件費についても雇用契約書を添付することとしたのだから、事務所の賃貸借も契約書を添付することとする。